

農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業評価実施要領

	24農会第1028号
	平成25年4月1日
一部改正	25農会第1063号
	平成26年1月7日
一部改正	26農会第905号
	平成27年1月8日
一部改正	27農会第1464号
	平成28年1月8日
一部改正	28農会第731号
	平成29年1月11日
	農林水産技術会議事務局長

第1 趣旨

農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業（以下「本事業」という。）における研究課題の決定に係る評価、実施された研究課題に係る評価、研究ステージの移行に係る評価等の実施に際しては、「農林水産省における研究開発評価に関する指針」（平成23年1月27日農林水産技術会議決定）並びに「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業実施要領」（平成25年4月1日付け24農会第1027号農林水産省農林水産技術会議事務局長通知。以下「実施要領」という。）第7の1並びに第8の4及び5に定めるもののほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 審査・評価委員選定会議

1 審査・評価委員選定会議の設置

本事業の審査・評価に係る業務の透明性・公正性を確保するため、第3に規定する評価委員の候補者を選定するに当たり、外部専門家（評価対象の研究開発分野又はそれに関連する分野の専門家で、農林水産省に属さない者をいう。以下同じ。）又は外部有識者（外部専門家以外の専門家で、農林水産省に属さない者をいう。以下同じ。）から成る審査・評価委員選定会議（以下「選定会議」という。）を設置することとする。

2 選定会議の構成等

- (1) 選定会議は、農林水産技術会議事務局長（以下「事務局長」という。）が委嘱する学識経験等を有する4名程度の者（以下「選定会議委員」という。）をもって構成する。
- (2) 選定会議の開催に当たっては、選定会議委員のうちから互選により、選定会議座長を選任するものとする。
- (3) 選定会議は事務局長が招集するものとし、選定会議委員の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、持ち回りによる選定会議の開催を可能とする。
- (4) 選定会議には、必要に応じ、農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）の職員のほか、座長が必要と認めた者を出席させることができるものとする。

- (5) 選定会議委員の任期は、原則として2年とし、再任することができるものとする。
- (6) 選定会議は非公開とする。

3 選定会議の任務

- (1) 選定委員は、外部専門家又は外部有識者から第3に規定する評価委員の候補者の選定を行うものとする。
- (2) 評価委員の任期の満了及びその他の理由により新たに評価委員を任命する必要がある場合に、候補者の選定を行うものとする。
- (3) 選定した候補者については、事務局長に報告するものとする。

4 秘密の保持

選定会議委員は、選定会議において知り得た評価委員候補者の個人情報に関する事項等を他に漏らしてはならない。

5 選定会議の庶務

選定会議に関する庶務は、農林水産技術会議事務局研究推進課（以下「研究推進課」という。）が行うものとする。

第3 評価体制

1 評価委員の委嘱並びに評価会の構成及び任務

(1) 評価委員の委嘱等

ア 事務局長は、第2に規定する選定会議において選定された評価委員候補者であって、次の条件を満たす者のうちから、評価委員を委嘱するものとする。ただし、第4の1(1)研究課題の書面審査に係る評価委員の委嘱については、実施要領第14に規定する事務委託先による委嘱ができるものとする。

なお、現場への普及につながる研究の促進と我が国の農林水産業及び関連産業の競争力強化に資する観点から、農林漁業者や産業界等の民間の外部有識者を積極的に委嘱するものとする。

(ア) 本事業に係る研究課題について十分な学識と評価能力を有し、かつ、当該研究課題の企画・立案又は実施に直接関与していない公正な立場から評価を行うことができる者であること。

(イ) その氏名、所属及び研究論文等の実績並びにその者が行う評価結果の内容の公表についてあらかじめ同意している者であること。

イ 評価委員の任期は、原則として3年とし、再任することができる。

ウ 事務局長は、委嘱した評価委員がアに定める要件を欠くか、評価委員として適当でないと認められる場合には、速やかに当該評価委員に通知し、委嘱を取り消すことができるものとする。

エ 事務局長は、評価委員に対し、評価に要する経費を支払うことができるものとする。

(2) 評価会の構成

ア 事務局長は、本事業の評価を実施するため、「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業評価分科会」（以下「評価会」という。）を設置するものとする。

イ 評価会は、事務局長が評価委員から選任した者によって構成するものとする。ま

た、外部専門家及び外部有識者に加え行政官（関係する各局庁又は地方農政局の職員をいう。以下同じ。）が評価委員として評価会に参加するものとする。

ウ 評価委員の選任にあつては、研究課題の分野、利害関係及び評価の継続性等を考慮して行うこととする。

また、行政官については、各研究課題が解決しようとする技術的課題に関する業務を行う者のうちから、事務局長が評価委員を選任するものとする。

（3）評価委員の任務等

ア 評価委員は、事務局長が評価を依頼した研究課題について評価を行うものとする。

ただし、評価に当たっては、公正で透明な評価を行う観点から、原則として利害関係者が加わらないようにするとともに、やむを得ず利害関係者が加わる場合には、その理由を明確にした上で、事務局長の許可を得るものとする。

イ 利害関係者の範囲は、次の（ア）から（キ）までに定めるとおりとする。

（ア）当該研究課題の中で研究課題担当者となっている場合。

（イ）当該研究課題の研究課題担当者と、同一の民間企業又は大学、独立行政法人等の研究機関における同一の学科、研究所等に所属する場合。

（ウ）当該研究課題の研究課題担当者と親族関係にある場合。

（エ）当該研究課題の研究課題担当者と直接的な競争関係にある場合。

（オ）当該研究課題の研究課題担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合。

（カ）当該研究課題の研究課題担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合。

（キ）その他、公正な判断を行うに当たって事務局長が適当ではないと判断した場合。

ウ 評価委員は、研究課題の評価により知り得た情報について、事務局長が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。

2 評価会座長

評価会の開催に当たっては、外部専門家又は外部有識者である評価委員のうちから、互選により、評価会座長（以下「座長」という。）を選任するものとする。

3 評価会の庶務

評価会に関する庶務は、研究推進課が行うものとする。

また、評価の公正を確保するため、評価会での検討結果の概要は、記録に残すものとする。ただし、評価及び記録は非公開とする。

各評価の結果、ある評価委員の採点結果が他の評価委員の採点結果と大きく異なる場合には、研究推進課の職員は当該審査を行った評価委員に、その採点結果の基となった判断の理由を確認し、その正当性が認められない場合には、対応方針について座長と協議するものとする。

なお、本要領に定めるもののほか、評価会の運営に必要な事項については、座長が評価委員に諮って定めるものとする。

4 関係者の出席

評価会には、研究課題の説明等のため、実施要領第6の2に規定する研究機関等（研究グループによる研究課題の場合はその代表機関をいう。以下同じ。）、事務局、関係各局等（大臣官房の各課を含む。）及び地方農政局（北海道にあつては北海道開発局、沖

縄県にあっては沖縄総合事務局をいう。)の職員のほか、座長が必要と認めた者を出席させることができるものとする。

第4 研究課題の決定に係る評価

1 研究課題の決定に係る審査の方法

実施要領第7の1の研究課題の決定に係る評価においては、実施要領第2に定める研究ステージの目的を達成する研究課題であるか、研究目標、研究コストや研究実施期間の妥当性、研究成果の普及・実用化の取組、社会・経済等に及ぼす効果等について、書面審査及びヒアリング審査を通して十分に審議を行うものとする。

なお、各審査段階に関する事項については、以下によるものとする。

(1) 研究課題の書面審査の実施

ア 書面審査に当たっては、応募された研究課題の分野を基に選任した複数の評価委員が応募書類に基づいて書面審査を行うものとする。

イ 評価委員は、書面審査に当たっては、シーズ創出ステージにおいては別紙1、発展融合ステージにおいては別紙2、実用技術開発ステージにおいては別紙3の評価票を作成するものとする。また、書面審査の審査項目、審査の視点及び審査基準は、シーズ創出ステージにおいては別表1、発展融合ステージにおいては別表2、実用技術開発ステージにおいては別表3のとおりとする。

(2) ヒアリング審査の実施

ア 事務局長は、(1)の書面審査による審査結果を基に、ヒアリングによる審査(以下「ヒアリング審査」という。)を行う研究課題(以下「ヒアリング対象課題」という。)を決定するものとする。

イ ヒアリング審査に当たっては、実施要領第2に規定する各研究ステージごとに評価会を開催することとし、ヒアリング対象課題ごとに、研究総括者(実施要領第6の2(2)に規定する研究総括者をいう。以下同じ。)から、ヒアリングを行うものとする。

なお、実施要領第2の3(2)の緊急対応研究課題にあっては、ヒアリング審査を行わないことができるものとする。

ウ 評価委員は、ヒアリング審査に当たっては、シーズ創出ステージにおいては別紙4、発展融合ステージにおいては別紙5、実用技術開発ステージにおいては別紙6の評価票を作成するものとする。また、ヒアリング審査の審査項目、審査の視点及び審査基準は、シーズ創出ステージにおいては別表4、発展融合ステージにおいては別表5、実用技術開発ステージにおいては別表6のとおりとする。

エ 評価委員は、評価会に出席することが難しい場合であって、事務局長が認めた場合には、自ら指定する者をその代理として出席させ、及びヒアリング審査を行わせ、又は、ヒアリング審査の際に用いた資料や議論の概要に基づいて評価票を作成することができるものとする。

オ 座長は、審査結果を取りまとめ、採択に当たって必要な研究計画の見直し等の条件を付して採択候補研究課題を決定し、事務局長に報告するものとする。

2 審査結果に基づく対応措置、反映及び研究課題の決定

(1) 事務局長は、1 (2) オの審査結果に基づき、採択する研究課題を決定し、併せて、採択に当たって必要な研究計画の見直し等付すべき条件を決定するものとする。この際、必要に応じて評価委員の意見を聴くことができるものとする。

(2) 事務局は、(1) の決定に基づき、当該研究課題の研究費等への反映等必要な手続を行うものとする。

3 審査結果の通知

2 (1) の決定を行った場合には、実施要領第7の2に基づき、研究課題を応募した研究機関等に対し、その応募した研究課題の採択の可否及びその理由等を通知するとともに、農林水産技術会議に決定した研究課題を報告するものとする。

第5 実施された研究課題の中間時の評価

実施要領第8の4に定める実施された研究課題の中間時の評価（以下「中間評価」という。）に関する事項については、以下によるものとする。

1 中間評価の実施時期

中間評価については、研究期間が5年間又は4年間である研究課題にあつては3年度目に、研究期間が3年間である研究課題にあつては2年度目にそれぞれ行うものとする。研究期間が1年間又は2年間である課題については、中間評価は実施しないものとする。

ただし、実施要領第8の3に定める総括プログラムオフィサーが推進チームの意見を聴いた上で必要と認めたときは、中間評価の実施時期の変更等の評価に係る弾力的な取扱いを行うことができるものとする。

2 中間評価の実施

(1) 事務局長は、評価委員の中から適切な者を選定し、中間評価に係る評価会を開催するものとする。

(2) 中間評価の対象となる研究課題に係る研究機関等は、あらかじめ別紙7の中間評価用報告書を作成し、事務局長に提出するものとする。

(3) 評価委員は、中間評価用報告書を基に書面による評価を行い、別紙8の評価票を作成するものとする。評価票の作成に当たっては、研究課題ごとに当該課題に係る研究機関等からヒアリングを行うことができるものとする。この際の評価項目及び評価基準は、別表7のとおりとする。

3 中間評価結果の決定

2の中間評価の評価結果は、評価会において決定し、研究計画の見直し又は中止、研究推進体制の見直し、投入される予算の規模又は配分の見直し等の意見を付して、事務局長に報告する。

4 中間評価結果に基づく対応措置及び反映

(1) 事務局長は、3の評価結果の決定に基づき、研究計画の見直し又は中止、研究推進体制の見直し、投入される予算の規模又は配分の見直し等の所要の対応措置を決定するものとする。この際、必要に応じて評価委員の意見を聴くことができるものとする。

(2) 事務局は、(1) の決定に基づき、当該研究課題の研究費等への反映等必要な手続を行うものとする

5 中間評価結果の通知

事務局長は、4（1）の決定を行った場合には、研究機関等に評価結果及び評価結果に基づく対応措置を通知するとともに、農林水産技術会議に評価結果を報告するものとする。

第6 実施された研究課題の終了時の評価

実施要領第8の4に定める実施された研究課題の終了時の評価（以下「事後評価」という。）に関する事項については、以下によるものとする。

1 事後評価の実施時期

研究期間終了時に事後評価を行うものとする。

2 事後評価の実施

- (1) 事務局長は、原則として事後評価の対象となる研究課題の中間評価を担当した評価委員の中から適切な者を選定し、事後評価に係る評価会を開催するものとする。
- (2) 事後評価の対象となる研究課題に係る研究機関等は、あらかじめ別紙9の事後評価用報告書を作成し、事務局長に提出するものとする。
- (3) 評価委員は、事後評価用報告書を基に書面による評価を行い、別紙10の評価票を作成するものとする。評価票の作成に当たっては、研究課題ごとに当該課題に係る研究機関等からヒアリングを行うことができるものとする。この際の評価項目及び評価基準は、別表8のとおりとする。

3 事後評価結果の決定

2の事後評価の評価結果は、評価会において決定し、成果の活用、研究期間の延長等の意見を付して、事務局長に報告する。

4 事後評価結果に基づく対応措置及び反映

- (1) 事務局長は、3の評価結果の決定に基づき、成果の活用、研究期間の延長等の所要の対応措置を決定するものとする。この際、必要に応じて評価委員の意見を聴くことができるものとする。
- (2) 事務局は、(1)の決定に基づき、当該研究課題の研究期間の延長等必要な手続を行うものとする。

5 事後評価結果の通知

事務局長は、4（1）の決定を行った場合には、研究機関等に評価結果及び評価結果に基づく対応措置を通知するとともに、農林水産技術会議に評価結果を報告するものとする。

第7 実施された研究課題の次の研究ステージへの移行に係る評価

実施要領第8の5に定める実施された研究課題の次の研究ステージへの移行に係る評価（以下「移行評価」という。）に関する事項については、以下によるものとする。

1 移行評価の時期

「シーズ創出ステージ」及び「発展融合ステージ」の研究終了時に、移行評価を行うものとする。

2 移行評価の対象課題

事務局長は、移行評価の対象となる課題について、本事業における「シーズ創出ステ

ージ」、「発展融合ステージ」において優れた研究成果を創出した研究課題を対象として選定する。

3 研究課題の移行決定に係る評価

- (1) 事務局長は、評価委員のうち、各研究ステージにおける評価を担当する者から適切な者を選定し、移行に係る評価会（以下「移行委員会」という。）を開催するものとする。
- (2) 移行委員会においては評価対象の研究課題のこれまでの研究の研究成果、評価結果及び次の研究段階での研究計画書を基に、研究成果の有効性や研究目標達成可能性、社会・経済等に及ぼす効果、研究体制等について十分に審議を行うものとする。
- (3) 移行評価の対象となる研究課題に係る研究機関等は、あらかじめ別紙11の次研究ステージ研究計画書を作成し、事務局長に提出するものとする。
- (4) 移行評価においては、研究総括者よりヒアリングを行うものとする。
- (5) 評価委員は、評価に当たっては、別紙12の評価票を作成するものとする。この際の評価項目、評価の視点及び評価基準は別表9のとおりとする。
- (6) 座長は、評価結果を取りまとめ、移行に当たって必要な研究計画の見直し等条件を付して移行候補研究課題として、事務局長に報告する。

4 移行評価結果に基づく対応措置、反映及び移行研究課題の決定

- (1) 事務局長は、3(6)の評価結果に基づき、研究課題の研究ステージ移行の可否を決定するものとし、併せて、移行に当たって必要な研究計画の見直し等付すべき条件を決定するものとする。この際、必要に応じて移行評価委員の意見を聴くことができるものとする。
- (2) 事務局は、(1)の決定に基づき、当該研究課題の研究費等への反映等必要な手続を行うものとする。

5 移行評価結果の通知

事務局長は、4の決定を行った場合には、研究機関等に対し、当該研究課題の移行の可否及びその理由等を通知するとともに、農林水産技術会議に移行研究課題を報告するものとする。

第8 研究課題の移管に関する評価

1 研究課題の移管に関する評価

イノベーション事業において、研究課題が採択され、平成25年度以降も引き続き研究の実施を予定している研究課題の本事業への移管に関する評価及び決定する際の手続については、事務局が別に定めるところによるものとする。

2 評価結果の通知

事務局長は、1の決定を行った場合には、研究機関等に対し、当該研究課題の移管の可否及びその理由等を通知するとともに、農林水産技術会議に移管研究課題を報告するものとする。

第9 評価結果の公表

事務局は、第4の2、第5の4、第6の4、第7の4及び第8の1の評価決定結果に

ついて、知的財産権等に十分配慮した上で、速やかに農林水産省のホームページ等において公表するものとする。

附則

- 1 「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業評価実施要領」（平成20年4月1日付け19農会第1024号農林水産技術会議事務局長通知。以下「実用技術開発事業評価要領」という。）に基づき委嘱した評価委員であって平成25年度以降も委嘱期間が残っている評価委員は、本通知において引き続き委嘱したものとする。
2. 実用技術開発事業評価要領に基づき採択された研究課題の中間評価及び事後評価に関する事項については、本通知の施行後も、なお従前の例による。
- 3 イノベーション事業において採択された研究課題で、本要領第8において、国に移管し平成25年度以降も引き続き研究を実施する研究課題の中間評価、事後評価及び移管評価に関する事項については、本通知に基づき評価を実施することができるものとする。
- 4 平成28年度までに採択された研究課題（本通知第7の2による平成29年度新規採択課題は除く。）に係る単年度の研究費の上限額及び研究連携協定に関する事項については、本通知の施行後も、なお従前の例による。

評 価 票 (科学的ポイント)

評価委員名

研究課題名		受付番号	
審査の観点	審査項目	審査基準	コメント
必要性	新規性・先導性・優位性	A : 高い B : やや高い C : 標準的である D : やや低い E : 低い	
	目標の明確性・達成可能性	A : 高い B : やや高い C : 標準的である D : やや低い E : 低い	
効率性	研究計画に対するコストの妥当性	A : 妥当 B : 概ね妥当 C : 一部見直しが必要 D : 見直しが必要 E : 妥当でない	
	研究実施期間の妥当性	A : 妥当 B : 概ね妥当 C : 一部見直しが必要 D : 見直しが必要 E : 妥当でない	
	研究実施体制	A : 適切 B : 概ね適切 C : 一部見直しが必要 D : 見直しが必要 E : 適切でない	
有効性	農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	A : 高い B : やや高い C : 標準的である D : やや低い E : 低い	
	研究成果の波及効果	A : 高い B : やや高い C : 標準的である D : やや低い E : 低い	
<総括コメント>			評価点

- (注) 1. 審査基準欄は、別表1に従ってAからEまでのうちいずれかを○で囲む。
2. 「必要性」のうち「新規性・先導性・優位性」については、Aは20点、Bは16点、Cは12点、Dは8点、Eは4点とし、その他の審査項目については、Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、80点満点で評価点を算出する。
3. コメント欄は、審査項目ごとに課題の優れている点、問題点、研究計画を見直すべき等について具体的に記入する。また、総括コメント欄に課題に対する意見等を記載する。

評 価 票 (行政的ポイント)

評価委員名

研究課題名		受付番号	
審査の観点	審査項目	審査基準	コメント
必要性	行政的な必要性	A : 高い B : やや高い C : 標準的である D : やや低い E : 低い	
有効性	農林水産業・食品産 業への貢献	A : 高い B : やや高い C : 標準的である D : やや低い E : 低い	
<総括コメント>			評価点

- (注) 1. 審査基準欄は、別表1に従ってAからEまでのうちいずれかを○で囲む。
 2. Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、20点満点で評価点を算出する。
 3. コメント欄は、審査項目ごとに課題の優れている点、問題点、研究計画を見直すべき等について具体的に記入する。また、総括コメント欄に課題に対する意見等を記載する。

評 価 票
(参画機関における知的財産への取組に関する評価)

評価委員名

研究課題名		受付番号	
評価の視点	評価基準	コメント	
以下の点について評価を実施 (1) 各参画機関における知的財産方針等の知的財産の管理に関する方針の有無 (2) 各参画機関における知的財産部門や担当者等の管理体制の有無	知的財産の管理等について、 A：整備できている B：一部未整備である C：未整備である の3段階で評価を行う。		

(注) Aは減点無し、Bは1点、Cは3点を減点する。

また、B又はC評価の研究課題が採択候補研究課題となった場合は、全ての参画機関（普及・実用化のみを実施する機関を除く。）に少なくとも知的財産の管理体制を整備させた上、委託契約を締結することとする。

減点

評 価 票 (科学的ポイント)

評価委員名

研究課題名			受付番号
審査の観点	審査項目	審査基準	コメント
必要性	新規性・先導性・優位性	A : 高い B : やや高い C : 標準的である D : やや低い E : 低い	
	目標の明確性・達成可能性	A : 高い B : やや高い C : 標準的である D : やや低い E : 低い	
効率性	研究計画に対するコストの妥当性	A : 妥当 B : 概ね妥当 C : 一部見直しが必要 D : 見直しが必要 E : 妥当でない	
	研究実施期間の妥当性	A : 妥当 B : 概ね妥当 C : 一部見直しが必要 D : 見直しが必要 E : 妥当でない	
	研究実施体制	A : 適切 B : 概ね適切 C : 一部見直しが必要 D : 見直しが必要 E : 適切でない	
有効性	農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	A : 高い B : やや高い C : 標準的である D : やや低い E : 低い	
	研究成果の波及効果	A : 高い B : やや高い C : 標準的である D : やや低い E : 低い	
<総括コメント>			評価点

- (注) 1. 審査基準欄は、別表2に従ってAからEまでのうちいずれかを○で囲む。
 2. Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、70点満点で評価点を算出する。
 3. コメント欄は、審査項目ごとに課題の優れている点、問題点、研究計画を見直すべき等について具体的に記入する。また、総括コメント欄に課題に対する意見等を記載する。

評 価 票（行政的ポイント）

評価委員名

研究課題名			受付番号	
審査の観点	審査項目	審査基準	コメント	
必要性	行政的な必要性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い		
	----- 施策との整合性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い		
有効性	農林水産業・食品産 業への貢献、将来的 な市場化の可能性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い		
<総括コメント>			評価点	

- (注) 1. 審査基準欄は、別表2に従ってAからEまでのうちいずれかを○で囲む。
 2. Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、30点満点で評価点を算出する。
 3. コメント欄は、審査項目ごとに課題の優れている点、問題点、研究計画を見直すべき等について具体的に記入する。また、総括コメント欄に課題に対する意見等を記載する。

評 価 票

(参画機関における知的財産への取組に関する評価)

評価委員名

研究課題名		受付番号	
評価の視点	評価基準	コメント	
以下の点について評価を実施 (1) 各参画機関における知的財産方針等の知的財産の管理に関する方針の有無 (2) 各参画機関における知的財産部門や担当者等の管理体制の有無	知的財産の管理等について、 A：整備できている B：一部未整備である C：未整備である の3段階で評価を行う。		

(注) Aは減点無し、Bは1点、Cは3点を減点する。
 また、B又はC評価の研究課題が採択候補研究課題となった場合は、全ての参画機関（普及・実用化のみを実施する機関を除く。）に少なくとも知的財産の管理体制を整備させた上、委託契約を締結することとする。

減点

減点

別紙3 (実用技術開発ステージ書面審査)

<現場ニーズ対応型・重要施策対応型>

評価票 (科学的ポイント)

評価委員名

研究課題名		受付番号	
審査の観点	審査項目	審査基準	コメント
必要性	新規性・先導性・優位性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い	
	事業化等の発展可能性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い	
効率性	研究コスト・研究実施期間	A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない	
	研究実施体制	A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない	
有効性	研究成果の波及効果	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い	
<総括コメント>			評価点

- (注) 1. 審査基準欄は、別表3に従ってAからEまでのうちいずれかを○で囲む。
 2. Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、50点満点で評価点を算出する。
 3. コメント欄は、審査項目ごとに課題の優れている点、問題点、研究計画を見直すべき等について具体的に記入する。また、総括コメント欄に課題に対する意見等を記載する。

<育種対応型>

評価票（科学的ポイント）

評価委員名

研究課題名			受付番号	
審査の観点	審査項目	審査基準	コメント	
必要性	有用性・先導性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い		
	研究成果の実現可能性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い		
効率性	研究コスト・研究実施期間	A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない		
	研究実施体制	A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない		
有効性	普及・実用化・市場化の可能性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い		
<総括コメント>			評価点	

- (注) 1. 審査基準欄は、別表3に従ってAからEまでのうちいずれかを○で囲む。
2. Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、50点満点で評価点を算出する。
3. コメント欄は、審査項目ごとに課題の優れている点、問題点、研究計画を見直すべき等について具体的に記入する。また、総括コメント欄に課題に対する意見等を記載する。

<現場ニーズ対応型・重要施策対応型>

評価票（行政的ポイント）

評価委員名

研究課題名			受付番号	
審査の観点	審査項目	審査基準	コメント	
必要性	行政的な必要性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い		
	施策との整合性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い		
効率性	研究コスト・研究実施期間	A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない		
	研究・普及実施体制	A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない		
有効性	研究成果の波及効果	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い		
<総括コメント>			評価点	

- (注) 1. 審査基準欄は、別表3に従ってAからEまでのうちいずれかを○で囲む。
 2. Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、50点満点で評価点を算出する。
 3. コメント欄は、評価項目ごとに課題の優れている点、問題点、研究計画を見直すべき等について具体的に記入する。また、総括コメント欄に課題に対する意見等を記載する。

<育種対応型>

評 価 票 (行政的ポイント)

評価委員名

研究課題名		受付番号	
審査の観点	審査項目	審査基準	コメント
必要性	施策との整合性	A : 高い B : やや高い C : 標準的である D : やや低い E : 低い	
	研究成果の実現可能性	A : 高い B : やや高い C : 標準的である D : やや低い E : 低い	
効率性	研究コスト・研究実施期間	A : 妥当 B : 概ね妥当 C : 一部見直しが必要 D : 見直しが必要 E : 妥当でない	
	研究・普及実施体制	A : 妥当 B : 概ね妥当 C : 一部見直しが必要 D : 見直しが必要 E : 妥当でない	
有効性	普及・実用化の可能性	A : 高い B : やや高い C : 標準的である D : やや低い E : 低い	
<総括コメント>			評価点

- (注) 1. 審査基準欄は、別表3に従ってAからEまでのうちいずれかを○で囲む。
2. Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、50点満点で評価点を算出する。
3. コメント欄は、評価項目ごとに課題の優れている点、問題点、研究計画を見直すべき等について具体的に記入する。また、総括コメント欄に課題に対する意見等を記載する。

<現場ニーズ対応型・重要施策対応型・育種対応型>

評 価 票

(参画機関における知的財産への取組に関する評価)

評価委員名

研究課題名		受付番号	
評価の視点	評価基準	コメント	
以下の点について評価を実施 (1) 各参画機関における知的財産方針等の知的財産の管理に関する方針の有無 (2) 各参画機関における知的財産部門や担当者等の管理体制の有無	知的財産の管理等について、 A：整備できている B：一部未整備である C：未整備である の3段階で評価を行う。		
			減点

(注) Aは減点無し、Bは1点、Cは3点を行政的ポイントから減点する。

評価の視点における各参画機関には、普及・実用化のみを実施する機関、生産者及び研究を行わない実需者は含まないものとする。

また、B又はC評価の研究課題が採択候補研究課題となった場合は、全ての参画機関(普及・実用化のみを実施する機関、生産者及び研究を行わない実需者を除く。)に少なくとも知的財産管理体制を整備させた上、委託契約を締結することとする。

別紙4 (シーズ創出ステージヒアリング審査)

評 価 票

評価委員名

研究課題名		受付番号	
審査の観点	審査項目	審査基準	コメント
必要性	新規性・先導性・優位性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い	
	目標の明確性・達成可能性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い	
効率性	研究計画に対するコストの妥当性	A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない	
	研究実施期間の妥当性	A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない	
	研究実施体制	A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない	
有効性	農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い	
	研究成果の波及効果	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い	
＜総括コメント＞			評価点

- (注) 1. 審査基準欄は、別表5に従ってAからEまでのうちいずれかを○で囲む。
2. 「必要性」のうち「新規性・先導性・優位性」については、Aは20点、Bは16点、Cは12点、Dは8点、Eは4点とし、その他の項目については、Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、80点満点で評価点を算出する。
3. コメント欄は、審査項目ごとに課題の優れている点、問題点、研究計画を見直すべき等について具体的に記入する。また、総括コメント欄に課題に対する意見等を記載する。

評 価 票（行政的ポイント）

評価委員名

研究課題名			受付番号	
審査の観点	審査項目	審査基準	コメント	
必要性	行政的な必要性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い		
有効性	農林水産業・食品産 業への貢献	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い		
＜総括コメント＞			評価点	

- (注) 1. 審査基準欄は、別表1に従ってAからEまでのうちいずれかを○で囲む。
 2. Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、20点満点で評価点を算出する。
 3. コメント欄は、審査項目ごとに課題の優れている点、問題点、研究計画を見直すべき等について具体的に記入する。また、総括コメント欄に課題に対する意見等を記載する。

評 価 票

評価委員名 _____

研究課題名			受付番号	
審査の観点	審査項目	審査基準	コメント	
必要性	新規性・先導性・優位性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い		
	目標の明確性・達成可能性、研究計画の妥当性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い		
効率性	研究計画に対するコストの妥当性	A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない		
	研究実施期間の妥当性	A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない		
	研究実施体制	A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない		
有効性	農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い		
	研究成果の波及効果	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い		
＜総括コメント＞				評価点

- (注) 1. 評価基準欄は、別表6に従ってAからEまでのうちいずれかを○で囲む。。
2. Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、70点満点で評価点を算出する。
3. コメント欄は、審査項目ごとに課題の優れている点、問題点、研究計画を見直すべき等について具体的に記入する。また、総括コメント欄に課題に対する意見等を記載する。

評 価 票（行政的ポイント）

評価委員名

研究課題名			受付番号	
審査の観点	審査項目	審査基準	コメント	
必要性	行政的な必要性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い		
	施策との整合性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い		
有効性	農林水産業・食品産業への貢献、将来的な市場化の可能性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い		
＜総括コメント＞			評価点	

- (注) 1. 審査基準欄は、別表1に従ってAからEまでのうちいずれかを○で囲む。
 2. Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、30点満点で評価点を算出する。
 3. コメント欄は、審査項目ごとに課題の優れている点、問題点、研究計画を見直すべき等について具体的に記入する。また、総括コメント欄に課題に対する意見等を記載する。

別紙6 (実用技術開発ステージヒアリング審査)

<現場ニーズ対応型・重要施策対応型>

評価票 (技術・普及・実用化ポイント)

評価委員名

研究課題名		受付番号	
審査の観点	審査項目	審査基準	コメント
必要性	研究成果の実用性	A : 高い B : やや高い C : 標準的である D : やや低い E : 低い	
効率性	関係機関の役割分担による効率性	A : 高い B : やや高い C : 標準的である D : やや低い E : 低い	
有効性	普及・実用化支援体制の有効性	A : 妥当 B : 概ね妥当 C : 一部見直しが必要 D : 見直しが必要 E : 妥当でない	
	普及・実用化の可能性	A : 高い B : やや高い C : 標準的である D : やや低い E : 低い	
	研究成果の波及効果	A : 高い B : やや高い C : 標準的である D : やや低い E : 低い	
<総括コメント>			評価点

- (注) 1. 審査基準欄は、別表7に従ってAからEまでのうちいずれかを○で囲む。
 2. Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、50点満点で評価を実施する。
 3. コメント欄は、審査項目ごとに課題の優れている点、問題点、研究計画を見直すべき等について具体的に記入する。また、総括コメント欄に課題に対する意見等を記載する。

<育種対応型>

評 価 票（技術・普及・実用化ポイント）

評価委員名

研究課題名		受付番号	
審査の観点	審査項目	審査基準	コメント
必要性	研究成果の実用性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い	
効率性	関係機関の役割分担による効率性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い	
有効性	普及・実用化支援体制の有効性	A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない	
	普及・実用化の可能性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い	
<総括コメント>			評価点

- (注) 1. 審査基準欄は、別表7に従ってAからEまでのうちいずれかを○で囲む。
2. Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、40点満点で評価を実施する。
3. コメント欄は、審査項目ごとに課題の優れている点、問題点、研究計画を見直すべき等について具体的に記入する。また、総括コメント欄に課題に対する意見等を記載する。

<現場ニーズ対応型・重要施策対応型>

評価票（地域貢献ポイント）

評価委員名

研究課題名		受付番号	
審査の観点	審査項目	審査基準	コメント
必要性	生産現場等からの必要性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い	
効率性	地域施策との整合性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い	
有効性	過去の地域に対する貢献実績等からみた今後の将来性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い	
<総括コメント>			評価点

- (注) 1. 審査基準欄は、別表7に従ってAからEまでのうちいずれかを○で囲む。
2. Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、30点満点で評価を実施する。
3. コメント欄は、審査項目ごとに課題の優れている点、問題点、研究計画を見直すべき等について具体的に記入する。また、総括コメント欄に課題に対する意見等を記載する。

<育種対応型>

評 価 票（地域貢献ポイント）

評価委員名

研究課題名		受付番号	
審査の観点	審査項目	審査基準	コメント
必要性	生産現場等からの必要性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い	
効率性	地域施策の推進すべき施策との整合性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い	
有効性	過去の地域に対する貢献実績からみた今後の将来性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い	
	普及・実用化の可能性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い	
<総括コメント>			評価点

- (注) 1. 審査基準欄は、別表7に従ってAからEまでのうちいずれかを○で囲む。
2. Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、40点満点で評価を実施する。
3. コメント欄は、審査項目ごとに課題の優れている点、問題点、研究計画を見直すべき等について具体的に記入する。また、総括コメント欄に課題に対する意見等を記載する。

<現場ニーズ対応型・重要施策対応型・育種対応型>

評 価 票 (国民的・社会的ポイント)

評価委員名

研究課題名		受付番号	
審査の観点	審査項目	審査基準	コメント
必要性	国民目線からの必要性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い	
有効性	国民目線からの有効性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い	
＜総括コメント＞			評価点

- (注) 1. 審査基準欄は、別表7に従ってAからEまでのうちいずれかを○で囲む。
2. Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、20点満点で評価を実施する。
3. コメント欄は、審査項目ごとに課題の優れている点、問題点、研究計画を見直すべき等について具体的に記入する。また、総括コメント欄に課題に対する意見等を記載する。

別紙7 (中間評価)

平成〇〇年度農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業
中間評価用報告書

研究課題名 「	(課題番号****)」	研究年度	平成〇～〇 年度
---------	-------------	------	-------------

I 研究の進捗状況等

- ア. 研究の最終目標を100%とした場合、現時点の進捗値：〇〇%
- イ. 研究課題提案時に設定した研究の中間時の進捗目標値：〇〇%
- ウ. アの数値の根拠及びイの数値との整合性の説明

1. 中課題名 「

(1) 小課題名 「

- 1) 研究目的
- 2) 前年度までの研究成果及び進捗状況
- 3) 平成〇〇年度の達成目標
- 4) 平成〇〇年度の研究内容及び方法
- 5) 平成〇〇年度研究成果
- 6) 現時点における達成目標から見た問題点と次年度の達成目標
- 7) 最終目標の達成見込み

2. 中課題名 「

(以下、上記と同様に適宜追加して記載)

II 研究総括者による自己評価

1. 中課題名 「

これまでの研究方法は適切か： A:適切 B:概ね適切 C:やや不適切 D:不適切 ()
研究成果の目標達成度： A:高い B:やや高い C:やや低い D:低い ()
「研究開始から現在までについて」
次年度の研究内容と目標は適切か： A:適切 B:概ね適切 C:やや不適切 D:不適切 ()

2. 中課題名 「

(以下、上記と同様に適宜追加して記載)

Ⅲ 外部有識者の意見

1. 中課題名「

」

これまでの研究方法は適切か： A:適切 B:概ね適切 C:やや不適切 D:不適切 ()
研究成果の目標達成度： A:高い B:やや高い C:やや低い D:低い ()
「研究開始から現在までについて」
次年度の研究内容と目標は適切か： A:適切 B:概ね適切 C:やや不適切 D:不適切 ()

2. 中課題名「

」

(以下、上記と同様に適宜追加して記載)

Ⅳ これまでの研究実施期間における研究成果（論文発表、特許など）

Ⅴ 研究費使用実績及び予定額

評 価 票

評価委員名 _____

研究課題名			課題番号	
評価の観点	評 価 項 目		評 価 基 準	コ メ ン ト
効率性	研究実施状況の妥当性	a. 研究コスト及び費用対効果 b. 人員の配分 c. 研究期間 d. 研究方法 e. 参画機関の役割分担 f. 責任体制	A : 妥当 B : 概ね妥当 C : 見直しが必要 D : 妥当でない	
有効性	目標の達成度・達成可能性	a. 評価時点までの目標の達成度 b. 研究期間内における目標の達成可能性	A : 高い B : やや高い C : やや低い D : 低い	
	研究成果の経済性・普及性・波及性、発展可能性	a. 経済性（低価格・低コストであるか、生産性や収益性の向上に資するか等） b. 普及性・波及性 c. 事業化の可能性、その他の発展可能性	A : 高い B : やや高い C : やや低い D : 低い	
	研究成果の優秀性		A : 高い B : やや高い C : やや低い D : 低い	
総合評価	上記の評価項目に関する評価結果を基に、総合的に評価。		A : 一層の推進を期待 B : 現状どおり実施 C : 計画を縮小して実施 D : 中止すべき	

- (注) 1. 評価基準欄は、別表 8 に従って A から D のうちいずれかを○で囲む。
 2. コメント欄は、評価項目ごとに課題の優れている点、問題点等について具体的に記入する。特に総合評価が「C」評価の場合は、縮小すべき部分を記入する。
 3. 特に研究期間の延長が必要であると判断する場合は、コメント欄にその年数及びその理由について具体的に記入する。

別紙9 (事後評価)

平成〇〇年度農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業
事後評価用報告書

研究課題名 「	(課題番号****)」	研究年度	平成〇～〇 年度
---------	-------------	------	-------------

I 研究の概要

(前段) 研究の全体総括を記載

(研究の狙い、目的とそれに対する研究遂行結果の概要等)

1. 成果の内容

- 1) 〇〇〇〇〇の開発
- 2) 〇〇〇〇〇のシステム化

2. 成果の活用

3. 主なデータ・図表

II 研究実績報告

1. 中課題名 「

(1) 小課題名 「

- 1) 研究の進捗結果
- 2) 成果の内容
- 3) 成果の活用面・留意点
- 4) 具体的なデータ

2. 中課題名 「

(以下、上記と同様に適宜追加して記載)

III 研究総括者による自己評価

1. 中課題名 「

これまでの研究方法は適切であったか： A:適切 B:概ね適切 C:やや不適切 D:不適切 ()
研究目標の達成度： A:高い B:やや高い C:やや低い D:低い ()

2. 中課題名 「

(以下、上記と同様に適宜追加して記載)

IV 外部有識者の意見

1. 中課題名 「

」

これまでの研究方法は適切であったか： A:適切 B:概ね適切 C:やや不適切 D:不適切 ()
研究目標の達成度： A:高い B:やや高い C:やや低い D:低い ()

2. 中課題名 「

」

(以下、上記と同様に適宜追加して記載)

V これまでの研究実施期間における研究成果 (論文発表、特許他)

VI 研究費使用実績

評 価 票

評価委員名

研究課題名			課題番号	
評価の観点	評価項目		評価基準	コメント
効率性	研究実施状況の妥当性	a. 研究コスト及び費用対効果 b. 人員の配分 c. 研究期間 d. 研究方法 e. 参画機関の役割分担 f. 責任体制	A: 妥当 B: 概ね妥当 C: あまり妥当でない D: 妥当でない	
有効性	目標の達成度		A: 想定以上 B: 想定どおり C: やや想定以下 D: 想定以下	
	研究成果の経済性・普及性、波及性、発展可能性	a. 経済性（低価格・低コストであるか、生産性や収益性の向上に資するか等） b. 普及性・波及性 c. 事業化の可能性、その他の発展可能性	A: 高い B: やや高い C: やや低い D: 低い	
	研究成果の優秀性		A: 高い B: やや高い C: やや低い D: 低い	
総合評価	上記の評価項目に関する評価結果を基に、総合的に評価。		A: 目標を上回った B: 目標どおり C: 目標の一部は達成 D: 目標の達成は不十分	

- (注) 1. 評価基準欄は、別表9に従ってAからDのうちいずれかを○で囲む。
 2. コメント欄は、評価項目ごとに課題の優れている点、問題点等について具体的に記入する。
 3. 特に研究期間の延長が必要であると判断する場合は、コメント欄にその年数及びその理由について具体的に記入する。

平成〇〇年度農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業計画書
(〇〇ステージから〇〇ステージへの移行)

課題番号

課題名 「

」

研究期間： 年度～ 年度 (年間)

代表機関・研究総括者：

共同機関：

I. 試験研究の全体計画

1. 研究目的

2. 研究内容

3. 達成目標及び期待される効果

(研究実施期間の中間時における研究の進捗目標値を併せて記載)

4. 成果を迅速に普及・実用化に移すための取組み (実用技術開発へ移行する場合のみ)

5. 年次計画

研究項目	年度	年度	年度
所要経費 (合計)	千円	千円	千円

(注) 所要経費の積算内訳を添付すること。

II. 〇〇年度細部計画

III. 実施体制

研究項目	担当機関	研究担当者	エフォート (%)

(注) 研究総括者には◎、中課題責任者には○、小課題責任者には△を付すこと。

IV. 平成〇〇年度所要経費

研究項目	実施機関	配分額 (千円)

別紙12 (シームレス移行評価)

【シーズ創出ステージ (基礎段階) から発展融合ステージ (応用段階) への移行評価】

評価票 (科学的ポイント)

評価委員名

研究課題名		受付番号	
審査の観点	審査項目	審査基準	コメント
必要性	新規性・先導性・優位性	A : 高い B : やや高い C : 標準的である D : やや低い E : 低い	
	目標の明確性・達成可能性	A : 高い B : やや高い C : 標準的である D : やや低い E : 低い	
効率性	研究計画に対するコストの妥当性	A : 妥当 B : 概ね妥当 C : 一部見直しが必要 D : 見直しが必要 E : 妥当でない	
	研究実施期間の妥当性	A : 妥当 B : 概ね妥当 C : 一部見直しが必要 D : 見直しが必要 E : 妥当でない	
	研究実施体制	A : 適切 B : 概ね適切 C : 一部見直しが必要 D : 見直しが必要 E : 適切でない	
有効性	農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	A : 高い B : やや高い C : 標準的である D : やや低い E : 低い	
	研究成果の波及効果	A : 高い B : やや高い C : 標準的である D : やや低い E : 低い	
<p><総括コメント></p>			<p>評価点</p>

- (注) 1. 審査基準欄は、別表10に従ってAからEまでのうちいずれかを○で囲む。
2. Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、70点満点で評価点を算出する。
3. コメント欄は、審査項目ごとに課題の優れている点、問題点、研究計画を見直すべき等について具体的に記入する。また、総括コメント欄に課題に対する意見等を記載する。

評 価 票（行政的ポイント）

評価委員名

研究課題名			受付番号	
審査の観点	審査項目	審査基準	コメント	
必要性	行政的な必要性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い		
	----- 施策との整合性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い		
有効性	農林水産業・食品産業への貢献、将来的な市場化の可能性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い		
<総括コメント>			評価点	

- (注) 1. 審査基準欄は、別表10に従ってAからEまでのうちいずれかを○で囲む。
 2. Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、30点満点で評価点を算出する。
 3. コメント欄は、審査項目ごとに課題の優れている点、問題点、研究計画を見直すべき等について具体的に記入する。また、総括コメント欄に課題に対する意見等を記載する。

【シーズ創出ステージ（基礎段階）、発展融合創出ステージ（応用段階）から実用技術開発ステージ（実用化段階）への移行評価】

評 価 票（技術・普及・実用化ポイント）

評価委員名

研究課題名		受付番号	
評価の観点	評価項目	評価基準	コメント
必要性	研究成果の実用性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い	
効率性	関係機関の役割分担による効率性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い	
有効性	普及・実用化支援体制の有効性	A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない	
	普及・実用化の可能性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い	
	研究成果の波及効果	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い	
＜総括コメント＞			評価点

- (注) 1. 評価基準欄は、別表10に従ってAからEまでのうちいずれかを○で囲む。
 2. Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、50点満点で評価を実施する。
 3. コメント欄は、評価項目ごとに課題の優れている点、問題点、研究計画を見直すべき等について具体的に記入する。また、総括コメント欄に課題に対する意見等を記載する。

評 価 票（地域貢献ポイント）

評価委員名

研究課題名			受付番号	
評価の観点	評価項目	評価基準	コメント	
必要性	生産現場等からの必要性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い		
効率性	地域施策との整合性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い		
有効性	過去の地域に対する貢献実績等からみた今後の将来性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い		
<総括コメント>			評価点	

- (注) 1. 評価基準欄は、別表10に従ってAからEまでのうちいずれかを○で囲む。
 2. Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、30点満点で評価を実施する。
 3. コメント欄は、評価項目ごとに課題の優れている点、問題点、研究計画を見直すべき等について具体的に記入する。また、総括コメント欄に課題に対する意見等を記載する。

評 価 票（国民的・社会的ポイント）

評価委員名

研究課題名			受付番号	
評価の観点	評価項目	評価基準	コメント	
必要性	国民目線からの必要性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い		
有効性	国民目線からの有効性	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い		
<総括コメント>			評価点	

- (注) 1. 評価基準欄は、別表10に従ってAからEまでのうちいずれかを○で囲む。
 2. Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、20点満点で評価を実施する。
 3. コメント欄は、評価項目ごとに課題の優れている点、問題点、研究計画を見直すべき等について具体的に記入する。また、総括コメント欄に課題に対する意見等を記載する。

別表1 (シーズ創出ステージ書面審査)

【科学的ポイント 審査基準】

審査の観点	審査項目	審査の視点	審査基準
必要性	新規性・先導性・優位性	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があること。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。</p>
	目標の明確性・達成可能性	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされていること。</p> <p>研究終了時まで目標とする研究成果の獲得が可能であること。</p> <p>CSTIが決定した「科学技術基本計画」や「農林水産研究基本計画」等、国の科学技術政策に合致していること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。</p>
効率性	研究計画に対するコストの妥当性	<p>提案内容の予算配分が効率的なものとなっていること。</p> <p>費用対効果の面から研究コストが適切な水準であること。</p> <p>不要な経費（特に人件費、設備備品費や役務費）の計上がないこと。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない の5段階で評価を行う。</p>
	研究実施期間の妥当性	<p>各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であること。</p> <p>研究期間の中間時における研究の進捗目標値の設定が適切であること。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない の5段階で評価を行う。</p>
	研究実施体制	<p>参画機関数が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。</p> <p>また、研究総括者や参画研究者のこれまでの業績等から見た、研究遂行能力が適切であること。</p>	<p>A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない の5段階で評価を行う。</p>
有効性	農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	<p>農林水産業・食品産業における技術上の諸課題の解決や革新的技術の開発につながる技術シーズを開発する研究であり、社会や経済に貢献できること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。</p>
	研究成果の波及効果	<p>研究成果が農林水産業・食品産業に関連する分野へ発展的な活用が期待されること。</p> <p>また、他分野への応用・活用が期待されること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。</p>

(注)「必要性」のうち「新規性・先導性・優位性」については、Aは20点、Bは16点、Cは12点、Dは8点、Eは4点とし、その他の審査項目については、Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、80点満点で評価を実施する。

【行政的ポイント 審査基準】

審査の観点	審査項目	審査の視点	審査基準
必要性	行政的な必要性	行政的にみて、重要性、将来性の観点から必要性があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。
有効性	農林水産業・食品産業への貢献	行政的にみて、研究成果が活用され普及・実用化されることにより、農林水産業・食品産業への貢献が期待できること。 技術的な課題解決や新たな事業の創出につながる成果を生み出すことが期待されること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。

(注) Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、20点満点で評価を実施する。

【参画機関における知的財産への取組に関する評価 評価基準】

評価の視点	評価基準
以下の点について評価を実施 (1) 各参画機関における知的財産方針等の知的財産の管理に関する方針の有無 (2) 各参画機関における知的財産部門や担当者等の管理体制の有無	知的財産の管理等について、 A：整備できている B：一部未整備である C：未整備である の3段階で評価を行う。

(注) Aは減点無し、Bは1点、Cは3点を減点する。

また、B又はC評価の研究課題が採択候補研究課題となった場合は、全ての参画機関（普及・実用化のみを実施する機関は除く。）が少なくとも知的財産の管理体制が整備されたことを確認した上で、委託契約を締結することとする。

別表2（発展融合ステージ書面審査）

【科学的ポイント 審査基準】

審査の観点	審査項目	審査の視点	審査基準
必要性	新規性・先導性・優位性	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があること。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う。</p>
	目標の明確性・達成可能性	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされていること。</p> <p>研究終了時まで目標とする研究成果の獲得が可能であること。</p> <p>CSTIが決定した「科学技術基本計画」や「農林水産研究基本計画」等、国の科学技術政策に合致していること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う。</p>
効率性	研究計画に対するコストの妥当性	<p>提案内容の予算配分が効率的なものとなっていること。</p> <p>費用対効果の面から研究コストが適切な水準であること。</p> <p>不要な経費（特に人件費、設備品費や役務費）の計上がないこと。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う。</p>
	研究実施期間の妥当性	<p>各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であること。</p> <p>研究期間の中間時における研究の進捗目標値の設定が適切であること。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う。</p>
	研究実施体制	<p>参画機関数が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。</p> <p>また、研究総括者や参画研究者のこれまでの業績等から見た、研究遂行能力が適切であること。</p>	<p>A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない</p> <p>の5段階で評価を行う。</p>
有効性	農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	<p>基礎研究で開発・確立された技術シーズを応用・発展させることにより、農林水産業・食品産業における諸課題の解決や、新たな事業の創出につながる成果を生み出し、そのことを通じて社会や経済に貢献できること。</p> <p>また、開発する技術のコンセプト及び社会実装時のビジョンが適切で明確であり、農林水産分野における将来的な市場化の可能性が期待できること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う。</p>
	研究成果の波及効果	<p>研究成果が農林水産業・食品産業に関連する分野において実用化段階の研究への活用が期待されること。</p> <p>また、他分野への応用・活用が期待されること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う。</p>

(注) Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、70点満点で評価を実施する。

【行政的ポイント 審査基準】

審査の観点	審査項目	審査の視点	審査基準
必要性	行政的な必要性	行政的にみて、重要性、発展性の観点から必要性があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。
	施策との整合性	「食料・農業・農村基本計画」、「農林水産研究基本計画」等の各種施策との整合性があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。
有効性	農林水産業・食品産業への貢献、市場化の可能性	行政的にみて、研究成果が活用され普及・実用化されることにより、農林水産業・食品産業への貢献が期待できること。 技術的な課題解決や新たな事業や市場の創出につながる成果を生み出すことが期待されること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。

(注) Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、30点満点で評価を実施する。

【参画機関における知的財産への取組に関する評価 評価基準】

評価の視点	評価基準
以下の点について評価を実施 (1) 各参画機関における知的財産方針等の知的財産の管理に関する方針の有無 (2) 各参画機関における知的財産部門や担当者等の管理体制の有無	知的財産の管理等について、 A：整備できている B：一部未整備である C：未整備である の3段階で評価を行う。

(注) Aは減点無し、Bは1点、Cは3点を減点する。

また、B又はC評価の研究課題が採択候補研究課題となった場合は、全ての参画機関（普及・実用化のみを実施する機関は除く。）が少なくとも知的財産の管理体制が整備されたことを確認した上で、委託契約を締結することとする。

別表3 (実用技術開発ステージ書面審査)

<現場ニーズ対応型・重要施策対応型>

【科学的ポイント 審査基準】

審査の観点	審査項目	審査の視点	審査基準
必要性	新規性・先導性	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があること。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う。</p>
	事業化等の発展可能性	<p>研究課題に対する明確な最終目標・成果が設定されており、研究成果を活用した事業化、その他の発展が期待されること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う。</p>
効率性	研究コスト・研究期間	<p>既存の研究成果が有効に活用されており、目的に対する研究方法が的確であること。</p> <p>費用対効果の面から研究コストが適切な水準であり、研究期間が適切であること。</p> <p>研究期間の中間時における研究の進捗目標値の設定が適切であること。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う。</p>
	研究実施体制	<p>参画機関数が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。</p> <p>また、研究総括者や参画研究者のこれまでの業績等から見た、研究遂行能力が適切であること。</p>	<p>A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない</p> <p>の5段階で評価を行う。</p>
有効性	研究成果の波及効果	<p>研究成果の幅広い地域等への波及が期待されること。</p> <p>また、他分野への応用・活用が期待されること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う。</p>

(注) 科学的ポイントは外部専門家が評価を実施する。Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、50点満点で評価を実施する。

<育種対応型>

【科学的ポイント 審査基準】

審査の観点	審査項目	審査の視点	審査基準
必要性	有用性・先導性	開発される品種の特性に有用性・先導性があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。
	研究成果の実現可能性	品種開発の最終目標が明確に設定されており、研究成果である品種の普及計画（種苗増殖計画、地域への品種更新の見込み、販売計画等）が、実現可能な内容であること。 提案内容に係る育種の実績があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。
効率性	研究コスト・研究実施期間	費用対効果の面から研究コストが適切な水準であり、研究実施期間が適切な計画であること。 なお、研究実施期間（5年以内）の中で、早期に品種開発を行うものを優先する。	A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない の5段階で評価を行う。
	研究実施体制	実需者等のニーズを反映できる研究実施体制が整備される計画であること。 参画機関数が適切であり、参画機関の能力に応じた役割分担が適切であること。	A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない の5段階で評価を行う。
有効性	普及・実用化の可能性	開発された品種の普及又は産地化が期待されること。 開発された品種の地域への早期普及を図るため、研究実施期間中に生産者のほ場等において、実証規模での試験栽培を実施し、実用性のある栽培マニュアル又はその基となる手引き等を作成する計画であること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。

(注) 科学的ポイントは外部専門家が評価を実施する。Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、50点満点で評価を実施する。

<現場ニーズ対応型・重要施策対応型>

【行政的ポイント 審査基準】

審査の観点	審査項目	審査の視点	審査基準
必要性	行政的な必要性	行政的にみて、重要性、緊急性の観点から必要性があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。
	施策との整合性	「食料・農業・農村基本計画」、 「農林水産研究基本計画」に沿った各種施策との整合性があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
効率性	研究コスト・研究実施期間	他府省を含む他の競争的研究資金における研究成果が有効に活用されていること。 また、費用対効果の面から研究コストが適切な水準であり、研究期間が適切であること。	A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない の5段階で評価を行う。
	研究・普及実施体制	参画機関数が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。 また、研究総括者や参画研究者のこれまでの業績等から見た、研究遂行能力が適切であること。	A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない の5段階で評価を行う。
有効性	研究成果の波及効果	研究成果の幅広い地域等への波及が期待されること。 研究成果の普及方法が適切であること。 政策への反映が期待されること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。

(注) 行政的ポイントは行政官が評価を実施する。Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、50点満点で評価を実施する。

<育種対応型>

【行政的ポイント 審査基準】

審査の観点	審査項目	審査の視点	審査基準
必要性	施策との整合性	<p>計画の内容が、「新品種・新技術の開発・保護・普及の方針」を踏まえた研究課題の公募において、別に定める「育種課題」と整合性があること。</p> <p>この他、研究課題の公募において、別に定める「行政政策推進上課題解決を早急に図る必要性の高い課題（行政課題）」の解決に資するものであることに配慮する。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う。</p>
	研究成果の実現可能性	<p>品種開発の最終目標が明確に設定されており、研究成果である品種の普及計画（種苗増殖計画、地域への品種更新の見込み、販売計画等）が、行政的な観点からみて実現可能な内容であると認められること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
効率性	研究コスト・研究実施期間	<p>費用対効果の面から研究コストが適切な水準であり、研究実施期間が適切な計画であること。</p> <p>なお、研究実施期間（5年以内）の中で、早期に品種開発を行うものを優先する。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う。</p>
	研究・普及実施体制	<p>実需者等のニーズを反映できる研究実施体制が整備される計画であると認められること。</p> <p>参画機関数が適切であり、参画機関の能力に応じた役割分担が適切である計画であると認められること。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う。</p>
有効性	普及・実用化の可能性	<p>行政的な観点からみて、開発された品種の普及又は産地化が期待されること。</p> <p>研究成果の普及方法が適切であること。</p> <p>開発された品種の地域への早期普及を図るための計画の内容（研究実施期間中に生産者のほ場等において、実証規模での試験栽培を実施し、実用性のある栽培マニュアル又はその基となる手引き等を作成する等）が適切であると認め</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う。</p>

られること。

(注) 行政的ポイントは行政官が評価を実施する。Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、50点満点で評価を実施する。

<現場ニーズ対応型・重要施策対応型・育種対応型>

【参画機関における知的財産への取組に関する評価 評価基準】

評価の視点	評価基準
以下の点について評価を実施 (1) 各参画機関における知的財産方針等の管理に関する方針の有無 (2) 各参画機関における知的財産部門や担当者等の管理体制の有無	知的財産の管理等について、 A：整備できている B：一部未整備である C：未整備である の3段階で評価を行う。

(注) Aは減点無し、Bは1点、Cは3点を減点する。

評価の視点における各参画機関には、普及・実用化のみを実施する機関、生産者及び研究を行わない実需者は含まないものとする。

また、B又はC評価の研究課題が採択候補研究課題となった場合は、全ての参画機関（普及・実用化のみを実施する機関、生産者及び研究を行わない実需者を除く。）に少なくとも知的財産管理体制を整備させた上、委託契約を締結することとする。

別表4 (シーズ創出ステージヒアリング審査)

【科学的ポイント 審査基準】

審査の観点	審査項目	審査の視点	審査基準
必要性	新規性・先導性・優位性	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があること。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う。</p>
	目標の明確性・達成可能性	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされていること。</p> <p>研究終了時まで目標とする研究成果の獲得が可能であること。</p> <p>総合科学技術会議が決定した「科学技術基本計画」や「農林水産研究基本計画」等、国の科学技術政策に合致していること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う。</p>
効率性	研究計画に対するコストの妥当性	<p>提案内容の予算配分が効率的なものとなっていること。</p> <p>費用対効果の面から研究コストが適切な水準であること。</p> <p>不要な経費（特に人件費、設備備品費や役務費）の計上がないこと。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う。</p>
	研究実施期間の妥当性	<p>各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であること。</p> <p>研究期間の中間時における研究の進捗目標値の設定が適切であること。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う。</p>
有効性	農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	<p>農林水産業・食品産業や他産業における技術上の諸課題の解決や革新的技術の開発につながる技術シーズを開発する研究であり、社会や経済に貢献できること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う。</p>
	研究成果の波及効果	<p>研究成果が農林水産業・食品産業に関連する分野へ発展的な活用が期待されること。</p> <p>また、他分野への応用・活用が期待されること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う。</p>

(注)「必要性」のうち「新規性・先導性・優位性」については、Aは20点、Bは16点、Cは12点、Dは8点、Eは4点とし、その他の項目については、Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、80点満点で評価を実施する。

【行政的ポイント 審査基準】

審査の観点	審査項目	審査の視点	審査基準
必要性	行政的な必要性	行政的にみて、重要性、将来性の観点から必要性があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。
有効性	農林水産業・食品産業への貢献	行政的にみて、研究成果が活用され普及・実用化されることにより、農林水産業・食品産業への貢献が期待できること。 技術的な課題解決や新たな事業の創出につながる成果を生み出すことが期待されること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。

(注) Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、20点満点で評価を実施する。

別表5（発展融合ステージヒアリング審査）

【科学的ポイント 審査基準】

審査の観点	審査項目	審査の視点	審査基準
必要性	新規性・先導性	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があること。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う。</p>
	目標の明確性・達成可能性	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされていること。</p> <p>研究終了時まで目標とする研究成果の獲得が可能であること。</p> <p>CSTIが決定した「科学技術基本計画」や「農林水産研究基本計画」等、国の科学技術政策に合致していること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う。</p>
効率性	研究計画に対するコストの妥当性	<p>提案内容の予算配分が効率的なものとなっていること。</p> <p>費用対効果の面から研究コストが適切な水準であること。</p> <p>不要な経費（特に人件費、設備品費や役務費）の計上がないこと。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う。</p>
	研究実施期間の妥当性	<p>各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であること。</p> <p>研究期間の中間時における研究の進捗目標値の設定が適切であること。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う。</p>
	研究実施体制	<p>参画機関数が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。</p> <p>また、研究総括者や参画研究者のこれまでの業績等から見た、研究遂行能力が適切であること。</p>	<p>A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない</p> <p>の5段階で評価を行う。</p>
有効性	農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	<p>基礎研究で開発・確立された技術シーズを応用・発展させることにより、農林水産業・食品産業における諸課題の解決や、新たな事業の創出につながる成果を生み出し、そのことを通じて社会・経済への貢献が大きい研究であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う。</p>
	研究成果の波及効果	<p>研究成果が農林水産業・食品産業に関連する分野において実用化段階の研究への活用が期待されること。</p> <p>また、他分野への応用・活用が期待されること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う。</p>

（注）Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、70点満点で評価を実施する。

【行政的ポイント 審査基準】

審査の観点	審査項目	審査の視点	審査基準
必要性	行政的な必要性	行政的にみて、重要性、発展性の観点から必要性があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。
	施策との整合性	「食料・農業・農村基本計画」、 「農林水産研究基本計画」等の各種施策との整合性があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。
有効性	農林水産業・食品産業への貢献、市場化の可能性	行政的にみて、研究成果が活用され普及・実用化されることにより、農林水産業・食品産業への貢献が期待できること。 技術的な課題解決や新たな事業の創出につながる成果を生み出すことが期待されること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。

(注) Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、30点満点で評価を実施する。

別表6（実用技術開発ステージヒアリング審査）

<現場ニーズ対応型・重要施策対応型>

【技術・普及・実用化ポイント 審査基準】

審査の観点	審査項目	審査の視点	審査基準
必要性	研究成果の実用性	研究成果を活用する農林水産・食品分野の生産現場等において、十分に実用性があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。
効率性	関係機関の役割分担による効率性	参画機関数が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。 また、研究総括者や参画研究者のこれまでの業績等から見た、研究遂行能力が適切であること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
有効性	普及・実用化支援体制の有効性	研究成果が確実に農林水産・食品分野の生産現場等へ普及・実用化される体制であること。	A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない の5段階で評価を行う。
	普及・実用化の可能性	研究成果の普及の見込みが高い、もしくは実用化・事業化の可能性が高いこと。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。
	研究成果の波及効果	研究成果の幅広い地域等への波及が期待されること。 また、他分野への応用・活用が期待されること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。

(注) 技術・普及・実用化ポイントは外部専門家が評価を実施する。Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、50点満点で評価を実施する。

<育種対応型>

【技術・普及・実用化ポイント 審査基準】

審査の観点	審査項目	審査の視点	審査基準
必要性	研究成果の実用性	開発された品種を活用する生産現場において、生産性・品質において相当の改善が見込まれること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。
効率性	関係機関の役割分担による効率性	参画機関数が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
有効性	普及・実用化支援体制の有効性	普及方法が適切であり、開発された品種が確実に生産現場等への普及ができる体制であること。	A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない の5段階で評価を行う。
	普及・実用化の可能性	開発された品種の普及の見込みが高い、又は産地化の可能性が高いこと。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。

(注) 技術・普及・実用化ポイントは外部専門家が評価を実施する。Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、40点満点で評価を実施する。

<現場ニーズ対応型・重要施策対応型>

【地域貢献ポイント 審査基準】

審査の観点	審査項目	審査の視点	審査基準
必要性	生産現場等からの必要性	研究成果が農林水産・食品分野の生産現場等からのニーズがあること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。
効率性	地域施策との整合性	地域が推進する施策等と整合性があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。
有効性	過去の地域に対する貢献実績等から見た今後の将来性	参画機関の過去の地域に対する貢献実績を踏まえ、研究成果が今後さらに発展する可能性があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。

(注) 地域貢献ポイントは行政官が評価を実施する。Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、30点満点で評価を実施する。

<育種対応型>

【地域貢献ポイント 審査基準】

審査の観点	審査項目	審査の視点	審査基準
必要性	生産現場等からの必要性	開発された品種に対し、農林水産・食品分野の生産現場、実需者等からのニーズがあること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。
効率性	地域施策の推進すべき施策との整合性	地域が推進する施策と整合性があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。
有効性	過去の地域に対する貢献実績から見た今後の将来性	参画機関の過去の地域に対する貢献実績を踏まえ、研究成果の利用によって地域が今後さらに発展する可能性があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。
	普及・実用化の可能性	開発された品種の普及の見込みが高い、又は産地化の可能性が高いこと。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。

(注) 地域貢献ポイントは行政官が評価を実施する。Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、30点満点で評価を実施する。

<現場ニーズ対応型・重要施策対応型・育種対応型>

【国民的・社会的ポイント 審査基準】

審査の観点	審査項目	審査の視点	審査基準
必要性	国民目線からの必要性	研究成果が国民生活にとって必要性があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。
有効性	国民目線からの有効性	研究成果が国民生活の向上に貢献できること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。

(注) 国民的・社会的ポイントは外部有識者が評価を実施する。Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、20点満点で評価を実施する。

別表 7 (中間評価)

評価の観点	評価項目		評価基準
効率性	研究実施状況の妥当性	<p>以下の観点について、評価時点までと今後の研究計画の効率性についての評価。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 研究コスト及び費用対効果 b. 人員の配分 c. 研究期間 d. 研究方法 e. 参画機関の役割分担 f. 責任体制 	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：あまり妥当でない D：妥当でない</p> <p>の4段階で評価を行う。</p>
有効性	目標の達成度・達成可能性	<ul style="list-style-type: none"> a. 評価時点までの目標の達成度 b. 研究期間内における目標の達成可能性 <p>特に、研究開始時に設定した中間時の進捗目標値との整合性を評価</p>	<p>A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い</p> <p>の4段階で評価を行う。</p>
	研究成果の経済性・普及性、波及性、発展可能性	<p>評価時点までの研究成果を勘案し、研究成果の</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 経済性（低価格・低コストであるか、生産性や収益性の向上に資するか等） b. 普及性・波及性 c. 事業化の可能性、その他の発展可能性 <p>についての評価。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い</p> <p>の4段階で評価を行う。</p>
	研究成果の優秀性	<p>評価時点までの論文、特許等の研究成果の優秀性について評価する。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い</p> <p>の4段階で評価を行う。</p>
総合評価	上記の評価項目に関する評価結果を基に、総合的に評価。		<p>A：一層の推進を期待 B：現状どおり実施 C：計画を縮小して実施 D：中止すべき</p> <p>の4段階で評価を行う。</p>

- ※1 評価はA B C Dの4段階である。
- ※2 各評価項目について、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点として、各評価項目毎に集計し、評価委員の人数で割った平均点（小数点第2位四捨五入）により、
2.5点以上をA評価、1.5点以上をB評価、0.5点以上1.5点未満をC評価、
0.5点未満をD評価とする。
- ※3 各評価項目の「総合評価」への反映基準として、以下とする。
 - ①評価項目のうち1項目以上がDである場合、総合評価はD
 - ②評価項目のうちすべてがC以上である場合（③、④を除く）、総合評価はC
 - ③評価項目のうちすべてがC以上、かつ、3項目以上がB以上である場合（④を除く）、
総合評価はB
 - ④評価項目のすべてがB以上（うち1項目以上がA）である場合、総合評価はA

別表 8 (事後評価)

評価の観点	評価項目		評価基準
効率性	研究実施状況の妥当性	以下の観点について研究実施状況の妥当性についての評価。 a. 研究コスト及び費用対効果 b. 人員の配分 c. 研究期間 d. 研究方法 e. 参画機関の役割分担 f. 責任体制	A：妥当 B：概ね妥当 C：あまり妥当でない D：妥当でない の4段階で評価を行う。
有効性	目標の達成度	評価時点までの目標の達成度についての評価。	A：想定以上 B：想定どおり C：やや想定以下 D：大幅に想定以下 の4段階で評価を行う。
	研究成果の経済性・普及性、波及性、発展可能性	評価時点までの研究成果を勘案し、研究成果の a. 経済性（低価格・低コストであるか、生産性や収益性の向上に資するか等） b. 普及性・波及性 c. 事業化の可能性、その他の発展可能性 についての評価。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の4段階で評価を行う。
	研究成果の優秀性	評価時点までの論文、特許等の研究成果の優秀性について評価する。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の4段階で評価を行う。
総合評価	上記の評価項目に関する評価結果を基に、総合的に評価。		A：目標を上回った B：目標どおり C：目標の一部は達成 D：目標の達成は不十分 の4段階で評価を行う。

- ※1 評価はA B C Dの4段階である。
- ※2 各評価項目について、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点として、各評価項目毎に集計し、評価委員の人数で割った平均点（小数点第2位四捨五入）により、
2.5点以上をA評価、1.5点以上をB評価、0.5点以上1.5点未満をC評価、
0.5点未満をD評価とする。
- ※3 各評価項目の「総合評価」への反映基準として、以下とする。
 - ①評価項目のうち1項目以上がDである場合、総合評価はD
 - ②評価項目のうちすべてがC以上である場合（③、④を除く）、総合評価はC
 - ③評価項目のうちすべてがC以上、かつ、3項目以上がB以上である場合（④を除く）、
総合評価はB
 - ④評価項目のすべてがB以上（うち1項目以上がA）である場合、総合評価はA

別表9 (シームレス移行評価)

【シーズ創出ステージ (基礎段階) から発展融合ステージ (応用段階) への移行評価】

<科学的ポイント 審査基準>

審査の観点	審査項目	審査の視点	審査基準
必要性	新規性・先導性	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があること。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う。</p>
	目標の明確性・達成可能性	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされていること。</p> <p>研究終了時まで目標とする研究成果の獲得が可能であること。</p> <p>総合科学技術会議が決定した「科学技術基本計画」や「農林水産研究基本計画」等、国の科学技術政策に合致していること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う。</p>
効率性	研究計画に対するコストの妥当性	<p>提案内容の予算配分が効率的なものとなっていること。</p> <p>費用対効果の面から研究コストが適切な水準であること。</p> <p>不要な経費（特に人件費、設備品費や役務費）の計上がないこと。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う。</p>
	研究実施期間の妥当性	<p>各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であること。</p> <p>研究期間の中間時における研究の進捗目標値の設定が適切であること。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う。</p>
	研究実施体制	<p>参画機関数が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。</p> <p>また、研究総括者や参画研究者のこれまでの業績等から見た、研</p>	<p>A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない</p>

		究遂行能力が適切であること。	の5段階で評価を行う。
有効性	農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	基礎研究で開発・確立された技術シーズを応用・発展させることにより、農林水産業・食品産業や他産業における諸課題の解決や、新たな事業の創出につながる成果を生み出し、そのことを通じて社会・経済への貢献が大きい研究であること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。
	研究成果の波及効果	研究成果が農林水産業・食品産業に関連する分野において実用化段階の研究への活用が期待されること。 また、他分野への応用・活用が期待されること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。

(注) Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、70点満点で評価を実施する。

<行政的ポイント 審査基準>

審査の観点	審査項目	審査の視点	審査基準
必要性	行政的な必要性	行政的にみて、重要性、発展性の観点から必要性があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。
	施策との整合性	「食料・農業・農村基本計画」、 「農林水産研究基本計画」等の各種施策との整合性があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。
有効性	農林水産業・食品産業への貢献	行政的にみて、研究成果が活用され普及・実用化されることにより、農林水産業・食品産業への貢献が期待できること。 技術的な課題解決や新たな事業の創出につながる成果を生み出すことが期待されること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。

(注) Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、30点満点で評価を実施する。

【シーズ創出ステージ（基礎段階）、発展融合創出ステージ（応用段階）から実用技術開発ステージ（実用化段階）への移行評価】

<技術・普及・実用化ポイント 評価基準>

評価の観点	評価項目	評価の視点	評価基準
必要性	研究成果の実用性	研究成果を活用する農林水産・食品分野の生産現場等において、十分に実用性があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。
効率性	関係機関の役割分担による効率性	参画機関数が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。 また、研究総括者や参画研究者のこれまでの業績等から見た、研究遂行能力が適切であること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
有効性	普及・実用化支援体制等の有効性	研究成果が確実に農林水産・食品分野の生産現場等へ普及・実用化される体制であること。 また、普及・実用化方法が適切であること。	A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない の5段階で評価を行う。
	普及・実用化の可能性	研究成果の普及の見込みが高い、もしくは実用化・事業化の可能性が高いこと。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。
	研究成果の波及効果	研究成果の幅広い地域等への波及が期待されること。 また、他分野への応用・活用が期待されること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。

(注) 技術・普及・実用化ポイントは外部専門家が評価を実施する。Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、50点満点で評価を実施する。

<地域貢献ポイント 評価基準>

評価の観点	評価項目	評価の視点	評価基準
必要性	生産現場等からの必要性	研究成果が農林水産・食品分野の生産現場等からのニーズがあること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。
効率性	地域施策との整合性	地域が推進する施策等と整合性があること	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
有効性	過去の地域に対する貢献実績等から見た今後の将来性	参画機関の過去の地域に対する貢献実績を踏まえ、研究成果が今後さらに発展する可能性があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う

(注) 地域貢献ポイントは行政官が評価を実施する。Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、30点満点で評価を実施する。

<国民的・社会的ポイント 評価基準>

評価の観点	評価項目	評価の視点	評価基準
必要性	国民目線からの必要性	研究成果が国民生活にとって必要性があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。
有効性	国民目線からの有効性	研究成果が国民生活の向上に貢献できること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う。

(注) 国民的・社会的ポイントは外部有識者が評価を実施する。Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、20点満点で評価を実施する。